

かすがい環境まちづくりパートナーシップ会議規約施行細則

(細則制定の根拠)

第1条 この細則はかすがい環境まちづくりパートナーシップ会議規約（以下、パートナーシップ会議規約という）第14条第4項及び第19条の定めにより制定する。

(市民団体の要件)

第2条 パートナーシップ会議規約及び細則において、「市民団体」とは、営利を目的とせず、市民が自発的に行い、広く環境において公益性を有する活動を行う団体であって、その活動が次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公共の利益を害する行為をするおそれのあるものの活動

(プロジェクトチームの設立の申請)

第3条 プロジェクトチームを設立しようとする者は、2名以上の会員の参加をもって、新規プロジェクト申請書を運営会議に提出しなければならない。

(プロジェクトチームの設置)

第4条 運営会議は、前条の申請について適切と認めるときは、当該団体をプロジェクトチームとして設置を認める。

(プロジェクトチームの変更)

第5条 プロジェクトチームは、申請に係る事項に変更があった場合は、その旨を運営会議に伝えなければならない。

(プロジェクトチームの市民団体への移行要件)

第6条 プロジェクトチームは、次の要件を満たしたのち、運営会議の承認により、市民団体へ移行する。

- (1) 設立から3年間、市内で主な活動を行うこと。
- (2) 団体の構成員に会員を含むこと。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、緊急かつ必要な事項は、運営会議で決定する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成22年5月8日から施行する。